平成２７年（フ）第１５４号
釧路市春日町11番18号
債務者　黒瀧　榮市
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第８００号
京都市伏見区石田桜木11―21　ヴィラ伏見508、住民票上の住所京都市東山区東大路松原上る３丁目毘沙門町43番地２　Ｓｈａｍｏｎ東山704
債務者　國行　拓海
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　俊則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１５８９号
札幌市白石区菊水元町２条１丁目10番７―501号
債務者　高村　浩康
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯田　健人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６号
岐阜県下呂市森2719番地７　水鳳園エガノハウス102号室
債務者　タマヤＬＣ企画こと　玉舎　正人
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　打保　敏典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第１３８０号
札幌市中央区南14条西12丁目２番40―505号
債務者　福地　伸哉
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　清香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６１号
北海道岩見沢市東山町525番地
債務者　山崎　亜弥（旧姓冨澤）
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第１５９号
北海道中川郡幕別町札内新北町197番地の49　エスポワールＩＭＶ103号
債務者　佐伯いづみ
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
北海道河東郡音更町木野西通10丁目３番地10　栄ハイツ１－Ｂ
債務者　本名　里美
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
新潟県上越市板倉区久々野1871番地の１
債務者　宮越　敏男
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第２００号
静岡県富士市松岡64番地の１コーポラスⅡ―102号
債務者　小嶋　奈緒（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３３号
奈良市富雄元町１丁目９番６―205号
債務者　屋久　正明
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２６７号
奈良市大宮町２丁目３番11―906号
債務者　守　　俊美
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２７２号
奈良市西大寺赤田町２丁目１番４－Ｂ３号
債務者　田村　卓矢
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第６１号
岡山県久米郡美咲町北1234番地
債務者　結石　　潤
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１９７号
香川県高松市多賀町３丁目15番１―102号　コート多賀Ⅳ
債務者　紙本　圭絵
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８０号
山口県宇部市大字際波1840番地
債務者　長田　喜満
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１０３号
香川県丸亀市垂水町1507番地15
債務者　宮脇由佳里
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部